

宇喜田小学校同窓会 げいとうかい 鯨島会 会則

第1章 名称および事務所

第1条 本会、江戸川区立宇喜田小学校同窓会は、宇喜田小学校同窓会 げいとうかい 鯨島会 と称する。

第2条 本会は、事務所を宇喜田小学校内（江戸川区北葛西 5-13-1）に置く。

第2章 目的

第3条 本会は、会員の親睦を図り、宇喜田小学校の発展に寄与することを目的とする。

第3章 事業

第4条 本会は、前条の目的達成のため、下記の事業を行う。

1. 総会及び入会式を開催
2. 学校 HP を活用した情報発信
3. 学校運営への協力（入学式、卒業式、うきうきフェスタ、持久走大会、ドリームプロジェクト等）
4. その他必要と認める事項

第4章 会員

第5条 本会会員は、江戸川区立宇喜田小学校の卒業生を正会員とする。

尚、保護者や学校関係者等の中から役員会で承認を受けた者を特別会員とする。

第5章 会計

第6条 正会員は、卒業期に入会金を納めるものとする。

第7条 本会の経費は、次の収入を持って之にあてる。

- 1.入会式（1人 100円）
- 2.うきうきフェスタ等行事出店収入の一部
- 3.寄付金
- 4.預金利子その他の雑収入

第8条 本会の会計年度は、4月から翌年3月までとする。

第6章 役員

第9条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長7名（会計兼務1名）以内、会計監事2名、幹事各卒業年度2名以上

第10条 会長、副会長、会計監事はいずれも各同期会幹事を母体に互選し、総会にはかるものとする。副会長の中に、会長の委嘱で正会員および特別会員を加えることができる。

第11条 会長は、本会を代表し、副会長以下の役員と会務を分掌推進する。

第12条 副会長は、会長を補佐し、会務を推進する。尚、副会長の中から会計を1名選任する。

第13条 会計監事は、本会の会計を監査する。

第14条 役員の任期は2カ年とする。ただし重任を妨げない。

第7章 会議

第15条 本会は、定期総会を入会式を行う3月に開催し、必要な場合は、臨時総会を開く。

第16条 総会は次のことを行う。

- 1.本会の会則の制定と変更
- 2.予算と決算の承認
- 3.会長、副会長、会計監事、の選任
- 4.その他重要事項の決定

第17条 総会議決には、出席会員の過半数の賛成を要する。

【設立 昭和59年3月31日】

東京都江戸川区北葛西5丁目13番地1号 江戸川区立宇喜田小学校
宇喜田小学校 同窓会 鯨島会 会長